

西尾駅東駅前広場

施設利用ガイドブック

(まちなかにぎわいパートナー事業)



西尾市産業部商工振興課

ご利用に際しては本ガイドブックの内容を十分ご理解いただき、遵守するとともに、西尾市の指示に従ってください。

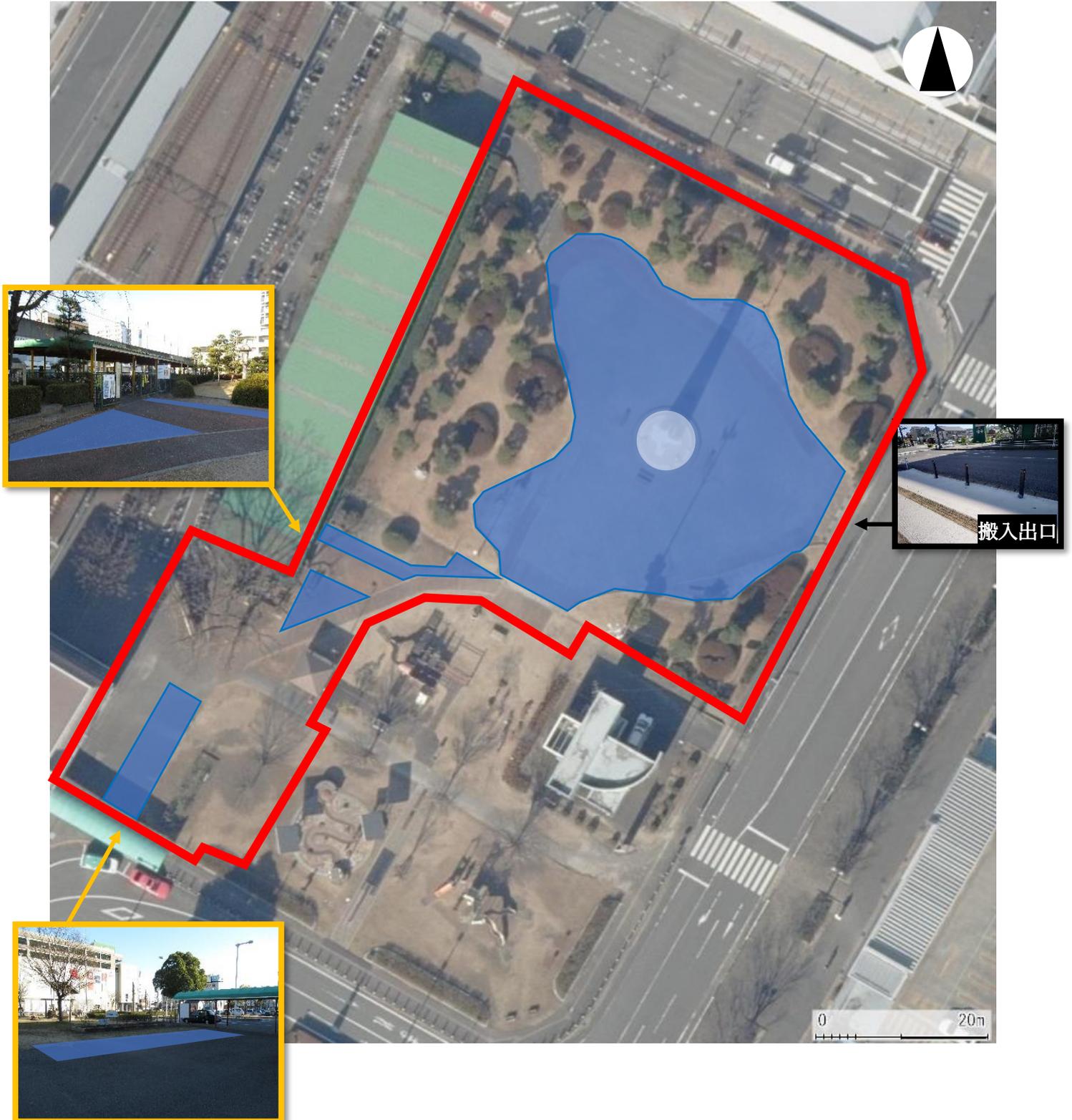
施設概要

名古屋鉄道西尾駅の東口にある駅前広場。利用可能面積約 1,000 m²

北側に時計台広場、南側に遊具併設の芝生広場が広がる。

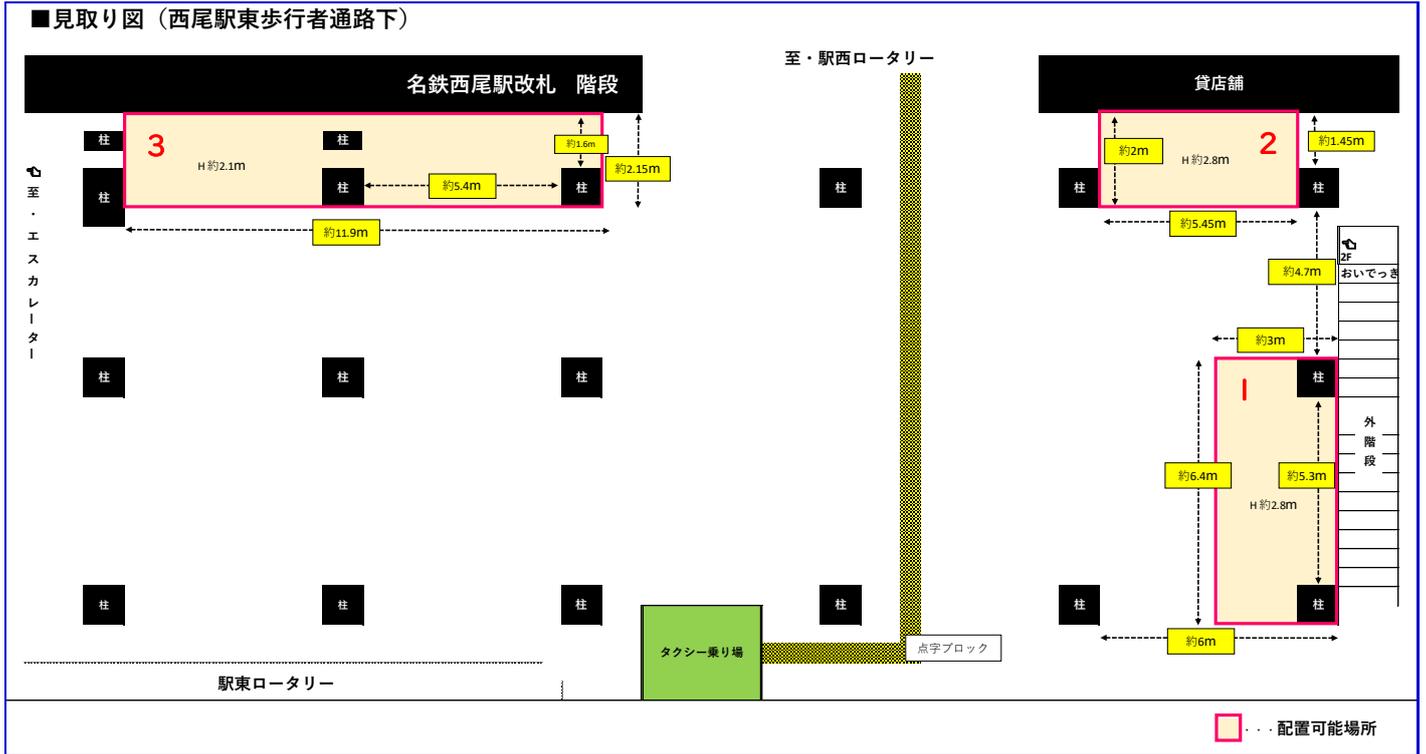
所在地: 〒445-0064 愛知県西尾市高島町3丁目166-1

○西尾駅東駅前広場(全体)



○西尾駅東駅前広場(西尾駅東歩行者通路下)

■見取り図 (西尾駅東歩行者通路下)



※利用可能エリア(赤枠の範囲)外は、全て“歩行者用通路”となります。



事業内容	中心市街地のにぎわいを図るため、広く一般の方が参加できる内容に限ります。
利用可能時間	8:00～21:00（設営・撤去時間 7:00～22:00） ※ 西尾駅東駅前広場再整備工事等に伴い、以下の施設は 利用停止 となります。 ・西尾駅東駅前広場:令和 7 年 4 月 30 日まで利用可能。以降、利用停止。 ・西尾駅東駅前広場(西尾駅東歩行者通路下):令和 7 年度から利用停止。
利用可能エリア	赤枠の範囲内 ただし、キッチンカー等の車両配置可能エリアは、青塗り内のみ (遊具・噴水等設置物の周辺には設営しないでください)
公園設備	・手洗い水道…1 か所 ※廃水、油類を流さないください。 ・固定ベンチ…18台 ・東屋、パーゴラ…3基 ・電源…なし ※発電機等は各自で準備してください。 ・トイレ…なし ※コンベンションホール併設の外トイレを使用するようにしてください。

禁止されている行為

1. 施設を損傷し、又は汚損すること。
2. 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
3. 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。
4. 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
5. はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
6. 立入禁止区域に立ち入ること。
7. 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
8. 施設をその用途外に使用すること。
9. その他施設の管理に支障がある行為をすること。
10. 火気厳禁(焚き火、バーベキュー等)
ただし、防災訓練等、管理者が許可したものは除く。

注意事項

全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の広場利用者に支障がないように事業を実施してください。 ● 事業実施後は後片付けをし、ごみは持ち帰ってください。 ● 利用するにあたり、食品衛生法をはじめ関係法令等を遵守し、利用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。 ● ガイドブック内の利用条件や注意事項が守られていない場合、事業の中止及びパートナー認定取り消しとなる場合があります。 ● 管理上等の理由により利用を中止させていただく場合があります。
----	--

車両・搬入出	<ul style="list-style-type: none"> ● 広場東側の搬入出口より乗入れしてください。 ● 搬入出時のみ車止めポールを抜き、それ以外は必ず差し込んでおいてください。 ● 搬入が終わり次第、速やかに近隣駐車場へ移動してください。 ● 車両進入時は、ハザードランプを点け、徐行で走行してください。 ● キッチンカー等車両での、芝生への乗り入れはできません。 ※乗り入れが可能な車両の最大重量 6.5t ● 事業実施中の途中搬入出は、原則できません。 ※悪天候等やむを得ず事業を中止する場合は除きます。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ● 広場南側の有料駐車場(西尾駅東広場駐車場)をご利用ください。 ・駐車台数 67 台のうち、身体障害者用 2 台 ・駐車料金 入庫後 30 分まで無料、以後 1 時間ごとに 100 円 ● 上記の駐車場の他、近隣の有料駐車場をご利用ください。 ● 出店者および来訪者含めて、近隣店舗の駐車場について、許可を得ていない場合は駐車させないようにしてください。 ● 広場内でのキッチンカーや牽引車等の許可のない車両以外の駐車はできません。近隣の駐車場をご利用ください。
車両、露店、設置物等の配置・レイアウト	<ul style="list-style-type: none"> ● キッチンカーや露店等は通路に配置せず、広場利用者の動線の確保に努めてください。 ● 火気使用器具等を使用するにあたり、消防署に届出を行ってください。 ● その他配置にあたって不明な点がありましたら、事前に実施計画書等を商工振興課に提出し、指示を受けてください。
備品等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● やむを得ず芝生上に備品等を置く場合、芝生を傷めないように養生等をしてください。※芝生上に発電機は設置しないようにしてください。 ● ペグを打つ際は、人力で抜き取れる程度まで可とする。 ● その他大規模な備品等の設置については、事前に実施計画書等を商工振興課に提出し、指示を受けてください。
駅東歩行者通路下	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両の乗り入れはできません。 ● 机椅子や立て看板等、移動が容易なものであっても、通路(利用可能エリア外)に配置せず、歩行者の動線の確保に努めてください。

関係法令等の遵守

利用するにあたり、食品衛生法をはじめ関係法令等を遵守し、利用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。

設営・撤去について

利用後は、施設の復旧及び清掃などを行い、破損・汚損の有無を確認してください。返却時に破損等があった場合は、市の指定する方法で賠償していただきます。

利用者責任について

利用に伴い発生する事件・事故・苦情等は、全て利用者の責任とし、以後の処理についても利用者に行っていただきます。